

平成28年9月第3回赤磐市議会定例会審議結果

議案番号	案 件	議決結果	佐々木雄司	光成良充	澤 健	保田 守	丸山 明	治徳義明	原田素代	行本恭庸	松田 勲	北川勝義	福木京子	佐藤武文	岡崎達義	下山哲司	小田百合子	実盛祥五	金谷文則	
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
諮問第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認 第 1 号	平成27年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	—
認 第 2 号	平成27年度赤磐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	—
認 第 7 号	平成27年度赤磐市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	—
議 第 4 9 号	岡山市及び赤磐市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	—
議 第 5 1 号 (修正案)	平成28年度赤磐市一般会計補正予算(第3号)についての修正案	否決	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議 第 5 1 号 (原案)	平成28年度赤磐市一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
発議第6号	島根原発2号機の再稼働了承の見直しを島根県に求める意見書	否決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ●=不賛成

※金谷文則議長は地方自治法第116条第2項の規定により議決に加わるできません。

※下記に記載する議案については、全会一致で可決しています。

議案番号	案 件	議決結果
認 第 3 号	平成27年度赤磐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認 第 4 号	平成27年度赤磐市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認 第 5 号	平成27年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認 第 6 号	平成27年度赤磐市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認 第 8 号	平成27年度赤磐市宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認 第 9 号	平成27年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認 第 10号	平成27年度赤磐市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認 第 11号	平成27年度赤磐市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
議 第 4 5 号	土地の取得について	可決
議 第 4 6 号	赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第20号)	可決
議 第 4 7 号	赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第21号)	可決
議 第 4 8 号	赤磐市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第22号)	可決
議 第 5 0 号	岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について	可決
議 第 5 2 号	平成28年度赤磐市介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決
議 第 5 3 号	平成28年度赤磐市簡易水道特別会計補正予算(第1号)	可決
議 第 5 4 号	平成28年度赤磐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決
議 第 5 5 号	平成28年度赤磐市財産区特別会計補正予算(第1号)	可決
議 第 5 6 号	土地の取得について	可決
議 第 5 7 号	平成28年度赤磐市一般会計補正予算(第4号)	可決
	澤健議員の議員辞職について	可決
発議第7号	委員会の閉会中の継続調査及び審査について	可決

※澤健議員は地方自治法第117条の規定により除斥となります。